

(支署長指定によるもの)

那覇空港における航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定

空 支 掲 示 第 1 号

令和3年3月18日

交 通 場 所 及 び 積 卸 場 所		所在地	制 限
交 通 場 所	1. 那覇空港旅客ターミナルビル国際線エリア (以下「国際線エリアビル」という。)税関 出国検査場から本邦と外国との間を往来す る航空機(以下「外国往来機」という。)に至 る通路	那覇市鏡水 那覇空港内	出国する旅客及 び乗組員の交通 に限る。
	2. 国際線エリアビルプレミアムゲートラウン ジから外国往来機に至る通路	同 上	同 上
	3. 外国往来機から国際線エリアビルに至る通 路を通り、乗り継ぎ旅客検査場を経由し、出 国待合室を経て、外国往来機に至る通路	同 上	通過する旅客及 び乗組員の交通 に限る。
	4. 外国往来機から国際線エリアビルに至る通 路を通り、検疫ブース、入国審査ブースを経 て、那覇空港税関支署旅具検査場に至る通路	同 上	入国する旅客及 び乗組員の交通 に限る。
	5. 外国往来機から国際線エリアビルプレミア ムゲートラウンジに至る通路	同 上	同 上
	6. 外国往来機从那覇空港貨物ターミナルビ ル(以下「貨物ビル」という。)B棟に接する 車両通行帯を経て、同棟乗務員待機室に至 る通路及びその復路	同 上	通過する乗組員 の交通に限る。
	7. 貨物ビルA棟及びB棟からエプロンに通ず る出入口	同 上	貨物及び機用品 の積卸業務に従 事する者の交通 に限る。
積 卸 場 所	第41番、第42番、第43番、第44番、第 45番、第46番、第51番、第52番、第 57番、第61番、第62番、第63番、第 64番、第65番、第65E番、第66番、 第71番、第72番、第73番、第74番の 各スポット	同 上	

(注) 各スポットは、該当スポットに付随する周辺地を含む。

附 則

この指定は、令和3年3月25日から適用する。